

Q 4 支障事例の記載が無くても、検討対象としていただけないでしょうか。

A 支障事例は、提案に説得力を持たせ、実現可能性を高めるために**必要**です。

Q 5 税財源に関する提案については、提案募集の対象範囲とならないのでしょうか。

A 税財源配分や税制改正等の財源措置は、国・地方を通じた税財政制度全体を視野に入れ、専門的に検討すべき事項であり、税制調査会や、国と地方の協議の場等において議論されているところです。したがって、地方の多様性を活かして個別の制度改正の提案を検討する提案募集方式にはなじまないものと考えられ、**基本的に対象外**ですが、地方公共団体の税に関する事務手続に関するもの等、権限移譲又は地方に対する規制緩和に該当すると考えられる提案については対象となります。

Q 6 「引き続き検討を行う」とされた提案については、提案団体と関係府省との間で、提案趣旨に沿って確実に検討が行われるのでしょうか。

A おおむね3か月ごとに、対応方針の措置状況を調査し、その結果を内閣府のホームページにおいて公表するとともに、特に、当該年度中に結論を得ることとされている事項については、その検討状況を地方分権改革有識者会議に報告するなど、提案の実現が確実に図られるようフォローアップを行っています。

Q 7 検討の結果、地方からの提案の実現が困難とされる場合には、その理由を明らかにしてもらえるのでしょうか。

A 各府省に対して、仮に実現困難な部分がある場合には、**その理由を具体的な根拠を示して明確かつ迅速に説明し、地方側の納得を得るよう依頼**しています。

A (平成28年7月15日及び9月9日の閣僚懇談会において、地方分権改革担当大臣より各大臣に要請)
「地方分権を推進する立場から、**地方からの提案をいかにして実現するかという姿勢**を基本に取り組み、**仮に実現困難な部分がある場合にも、その理由を、制度を所管する各府省が具体的な根拠を示して明確かつ迅速に説明し、また、現行規定で対応可能という場合にも、どうすればできるのかを通知等で具体的かつ丁寧に示すことにより、地方側の納得を得る必要があります**」